

令和 6 年度 福岡市女性活躍推進会議 議事録

日時：令和 6 年 6 月 10 日（月） 15:30～16:30

場所：福岡市男女共同参画推進センター・アミカス 1 階 応接室

会議次第

1. 開会
2. 委員紹介
3. 議事
 - (1) 座長の選出について
 - (2) 福岡市の女性活躍推進に関する事業について
 - ・令和 6 年度福岡市女性活躍推進事業について（女性活躍推進課）
 - ・「福岡市女性活躍推進に関する事業所等実態調査」概要について（女性活躍推進課）
 - (3) 企業、団体、行政等における女性活躍推進についての連携（情報交換及び意見）
 - (4) その他
4. 閉会

議事要旨 ●…委員等、□…事務局

1. 出席委員 8 名
山中委員、浜委員（代理出席）、
中村委員、下川委員、三宅委員、
新納委員、井上委員、宮川委員
2. 傍聴者 なし
3. 議事概要

議題（1）座長の選出について

委員の互選により、宮川委員を座長に選任

議題（2）福岡市の女性活躍推進に関する事業について

- 令和 6 年度福岡市女性活躍推進事業（資料 4 を説明）
- 「福岡市女性活躍推進に関する事業所等実態調査」概要（資料 5 を説明）

<質疑>

●資料４の２（２）女性活躍の仕組みづくりについて、課題解決に向けた効果的な取り組み事例をどのようにピックアップし、企業へ提供されるのか。

福岡市の企業の取り組みから採られるのか、全国的な事例からなのか、教えていただきたい。

□全国的に見ると情報が多く選定しにくいいため、現時点では、市内企業の効果的な取り組み事例を中心に、検討会や推進会議のメンバーなどから情報を集めていきたいと考えている。

●資料４の２（１）健康課題等と仕事の両立支援について、生理痛での労働損失もあるが、職場では更年期を過ぎた人の割合も増えてきている。また、定年延長や再雇用などで高齢の労働者も急増しており、つまずきによる事故などもあるが、この点はどうお考えか。

□福岡市では「健康課題と仕事の両立推進スタートアップガイド」に掲載しているとおり、PMS・月経、不妊治療、妊娠・出産、女性特有のがん、男女ともにある更年期障害を健康課題等として整理し、女性の就業継続やキャリア形成を目的として推進している。今回、伴走型支援に応募いただいた企業からも再雇用社員の話など出ているが、広く健康経営という視点で、取り組みが広がっていくことは重要だと考えている。

●これまで企業経営の中で、従業員の健康について焦点を当ててこなかった。

入口は健康課題であるが、高齢者、疾患や障がいを持つ社員などへの寄り添った対応など、取り組みが広がっていくと思う。

議題（３）企業、団体、行政等における女性活躍推進についての連携

●以下の資料について説明。

- ・育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法 改正ポイントのご案内(参考資料１)
- ・2025年４月から、男性労働者の育児休業取得率等の公表が従業員が300人超1,000人以下の企業にも義務化されます(参考資料２)
- ・フリーランスの取引に関する新しい法律が11月にスタート！（参考資料３）
- ・民間企業における女性活躍促進事業のご案内(参考資料４)

<質疑>

●フリーランスの方の働き方に関して所管する省庁はあるか。

●例えば、期日に関する不正については、公正取引委員会が所管する可能性がある。また、フリーランス・トラブル 110 番という厚生労働省の委託事業では、フリーランスの方から相談を受け、契約状況の問題などに弁護士が対応している。ハラスメント対策にかかる体制整備など、今回の法律に関して、政省令が出たばかりなので、今後説明会等で周知していきたい。

●フリーランスの方の働き方に関して、どこまで気をつければいいのか。

●子どもの看病などで予定していた作業時間が取れなかったと申し出があったときに、可能であれば、工期を少し伸ばしてもらうなどの配慮が考えられる。

育児等の都合で仕事の量を抑えたいと申し出があったときなど、事業者とフリーランスの方で話し合っ、お互い理解し合うことが考え方のベースになると思う。

中途解除等の事前予告・理由開示については、6 ヶ月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととする場合、一定の手順が必要になる。今まで書面化していなかったものを書面化していく、書面化の際も理由等を踏まえしっかり話し合っただくなど、細かい部分はこれから決まっていくと思う。

●フリーランスの方へ広く周知していくには、こういった媒体があるか。

●仕事を依頼したい企業がフリーランスの登録者を検索・発注できるサイトがある。

●個人で確定申告される方が多いので、税務署などもあるのではないかな。

議題 (4) その他

●ふくおか「働き方改革」推進企業認定事業の案内

●認定の有効期間は。

●有効期間は 3 年を経過する日の属する年度の末日まで。

入札に関するメリットが大きいため、入札の多い建設業や情報通信業、専門技術のサービス業などの割合が高い。

●法令以上の制度が整備されることで、社員の安心にもつながっている。